

平成21年(ワ)第17473号 損害賠償請求事件

原告 槌田 敦

被告 社団法人日本気象学会

求釈明書

原告準備書面(1)の補足と求釈明

2009年7月10日

東京地方裁判所民事第44部合B係 御中

原告訴訟代理人弁護士 柳 原 敏 夫

1、原告準備書面(1)の補足

昨日提出の原告準備書面(1)1で、《訴状で明らかにされた個別具体的な問題点に対し、速やかにかつ正面から堂々と反論すべきである。》(1頁末行)と主張した趣旨を補足する。

原告が「訴状で明らかにされた個別具体的な問題点」のうち最も重要視するのは第3、2、(2)及び(3)である(5頁)。なぜなら、原告の本論文の再改訂稿(甲4)の掲載を拒否した理由として被告から示された説明(甲10)は「数年規模の短期における因果関係が長期においてもそのまま妥当すると論文は主張しているが、そのための十分な論拠が示されていない」というものであるが、しかし、客観的にみて、原告の本論文(甲4)はどこにもそのような「主張」をしていないからであり、言い換えればそれは「被告の誤読」以外の何物でもないからである。そこで、原告は、「被告の誤読」という誤解を解こうと、被告編集委員会宛てに縷々説明し再審査を求めたにもかかわらず(甲11・13)、被告は単に「再考の余地はない」と言うだけで、「被告の誤読」ではない理由について一言も明らかにしようとしなかった(甲12・14)。これは明らかに説明責任を果たしていないと言わざるを得ない。そこで、原告は、訴訟の場を通じて、改めて「被告の誤読」であることを明らかにすべく個別具体的に主張をした。それが訴状第3、2、(2)及び(3)である。

そこで、被告が、本論文(甲4)の掲載を拒否した理由の正当性を今なお確信しているのであれば、それが「被告の誤読」に基づいたものではないことを、原告の主張に沿って具体的に反論できる筈であるのみならず、本論文(甲4)

の審査の経緯に照らし、そもそも被告にはこれを説明する責任がある。そして、その反論を聞けば、本論文（甲４）の掲載を拒否した理由に正当性があるかどうかは自ずから判明する筈である。

以上が原告準備書面(1)1の主張の趣旨である。

2、求釈明

前記の訴状第3、2、(2)及び(3)の主張（5頁）に対し、被告は答弁書で、甲10記載の指摘をしたことは認め、その余は否認した（4頁3行目）。すなわち、第3、2、(3)について、本論文（甲４）の掲載を拒否した際に「被告は誤読している」という原告主張　それは本論文掲載拒否の正当性を判断する際の要となる最重要の主張である　を否認した以上、被告は、この最重要の主張について、否認の理由を明らかにしなくてはならない（民事訴訟法規則79条3項）。

以上から、訴状第3、2、(3)について、被告は否認を維持するのであれば、速やかに、否認の理由を具体的に明らかにされたい。

以 上